

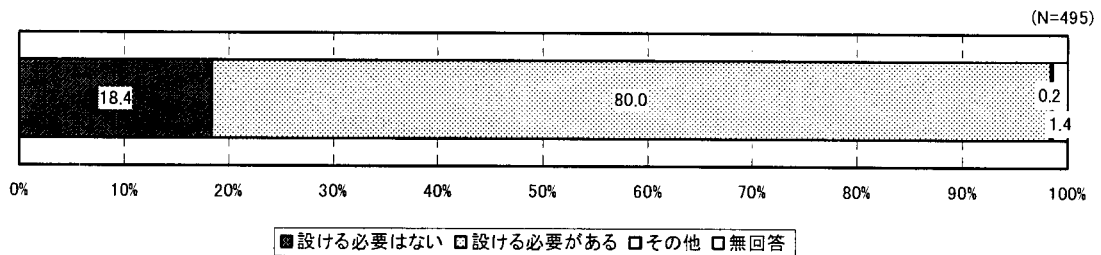
(2) 応益割（定額部分）、応能割（定率部分）の2つの区分を設ける（「定率＋定額制」とする）必要性

4で『定率制＋定額制』あるいは『定率制のみ』とする」と回答した495自治体に対し、応益割（定額部分）、応能割（定率部分）の2つの区分を設ける（「定率＋定額制」とする）必要性についての考えを尋ねたところ、「設ける必要がある」と回答したのは396自治体で80.0%を占める。他方、「設ける必要はない」と回答した自治体は18.4%（91自治体）である。

<設問と結果>

(2) 応益割（定額部分）、応能割（定率部分）の2つの区分を設ける（「定率＋定額制」とする）必要があると思われますか。

5(2) 応益割（定額部分）、応能割（定率部分）の2つの区分を設ける（「定率＋定額制」とする）必要性についての考え



5(2) 応益割（定額部分）、応能割（定率部分）の2つの区分を設ける（「定率＋定額制」とする）必要性についての考え... (単数回答)

カテゴリー名	n	%
設ける必要はない	91	18.4
設ける必要がある	396	80.0
その他	1	0.2
無回答	7	1.4
全体	495	100.0

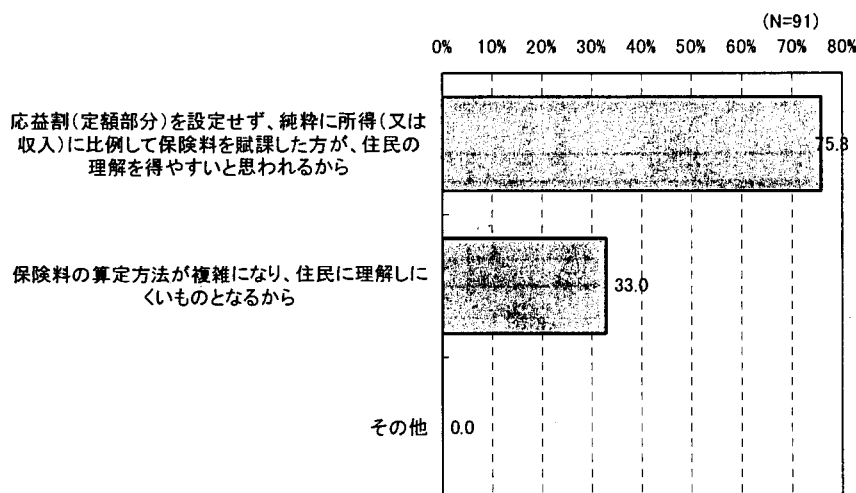
(3) 2つの区分を「設ける必要はない」理由

(2)で「設ける必要はない」と回答した 91 自治体に対し、2つの区分を設ける必要はないと考える理由を複数回答で尋ねたところ、「応益割（定額部分）を設定せず、純粋に所得（又は収入）に比例して保険料を賦課した方が、住民の理解を得やすいと思われるから。」を選択したのは 69 自治体で 75.8%を占める。他方、「保険料の算定方法が複雑になり、住民に理解しにくいものとなるから。」を選択した自治体は 33.0%（30 自治体）である。

<設問と結果>

(3) 2つの区分を「設ける必要はない」理由は何ですか。

5(3) 2つの区分を「設ける必要はない」理由



5(3) 2つの区分を「設ける必要はない」理由... (単数回答)

カテゴリー名	n	%
応益割（定額部分）を設定せず、純粋に所得（又は収入）に比例して保険料を賦課した方が、住民の理解を得やすいと思われるから	69	75.8
保険料の算定方法が複雑になり、住民に理解しにくいものとなるから	30	33.0
その他	0	0.0
全体	91	100.0

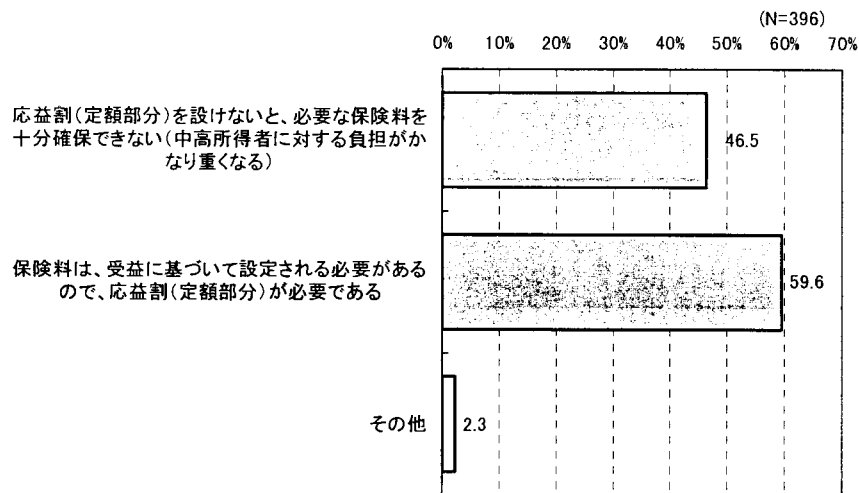
(4) 2つの区分を「設ける」理由

(2)で「設ける必要がある」と回答した 396 自治体に対し、2つの区分を設ける必要があると考える理由を複数回答で尋ねたところ、「保険料は、受益に基づいて設定される必要があるので、応益割（定額部分）が必要である」を選択したのは 236 自治体で 59.6%を占める。他方、「応益割（定額部分）を設けないと、必要な保険料を十分確保できない（中高所得者に対する負担がかなり重くなる）」を選択した自治体は 46.5%（184 自治体）である。

<設問と結果>

(4) 2つの区分を「設ける」理由は何ですか。

5(4) 2つの区分を「設ける」理由



5(4) 2つの区分を「設ける」理由... (単数回答)

カテゴリー名	n	%
応益割（定額部分）を設けないと、必要な保険料を十分確保できない（中高所得者に対する負担がかなり重くなる）	184	46.5
保険料は、受益に基づいて設定される必要があるので、応益割（定額部分）が必要である	236	59.6
その他	9	2.3
全体	396	100.0

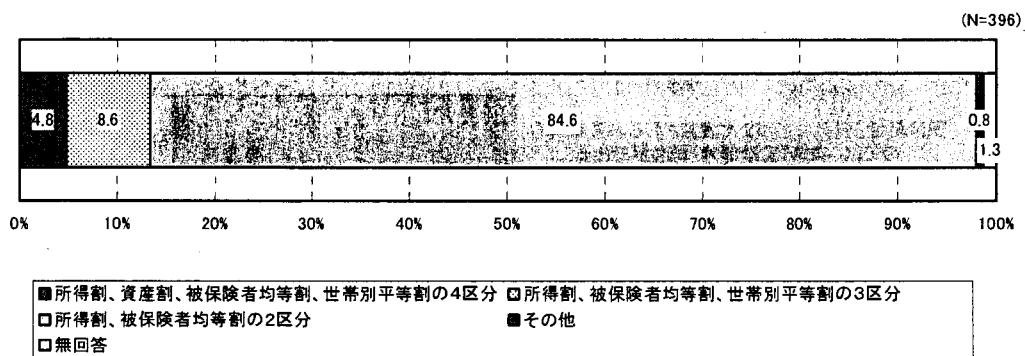
(5) 2つの区分を設けることとした場合、妥当と思う応益割（定額部分）、応能割（定率部分）の組み合わせ方式

(2)で「設ける必要がある」と回答した 396 自治体に対し、2つの区分を設けることとした場合、妥当と思う応益割（定額部分）、応能割（定率部分）の組み合わせ方式について尋ねたところ、最も多いのは「所得割、被保険者均等割の2区分」で、84.6%（335自治体）を占める。次いで、「所得割、被保険者均等割、世帯別平等割の3区分」が34自治体で8.6%、「所得割、資産割、被保険者均等割、世帯別平等割の4区分」が19自治体で4.8%である。

<設問と結果>

(5) 2つの区分を設けることとした場合、応益割（定額部分）、応能割（定率部分）の組み合わせ方式は、次のどれが妥当と思われますか。

5(5) 2つの区分を設けることとした場合、妥当と思う応益割（定額部分）、応能割（定率部分）の組み合わせ方式



5(5) 2つの区分を設けることとした場合、妥当と思う応益割（定額部分）、応能割（定率部分）の組み合わせ方式... (単数回答)

カテゴリー名	n	%
所得割、資産割、被保険者均等割、世帯別平等割の4区分	19	4.8
所得割、被保険者均等割、世帯別平等割の3区分	34	8.6
所得割、被保険者均等割の2区分	335	84.6
その他	3	0.8
無回答	5	1.3
全体	396	100.0

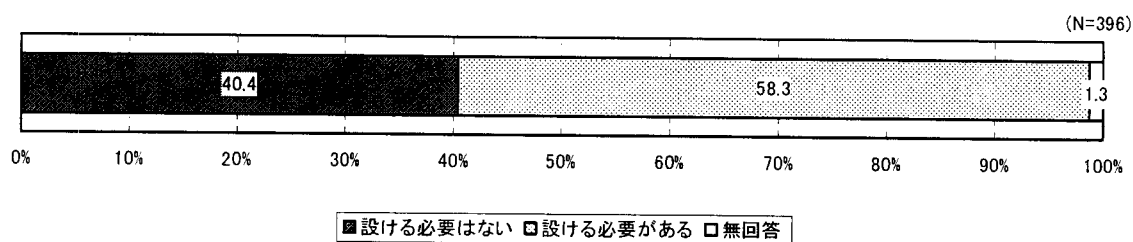
(6) 低所得者への配慮として、応益割（定額部分）に負担軽減措置を設けることについての考え

(2)で「設ける必要がある」と回答した 396 自治体に対し、低所得者への配慮として、応益割（定額部分）に負担軽減措置を設けることについての考えを尋ねたところ、「設ける必要がある」と回答したのは 231 自治体で 58.3%である。他方、「設ける必要はない」と回答した自治体は 40.4%（160 自治体）である。

<設問と結果>

(6) 低所得者への配慮として、応益割（定額部分）に負担軽減措置を設けるべきだと思いますか。

5(6) 低所得者への配慮として、応益割（定額部分）に負担軽減措置を設けることについての考え



5(6) 低所得者への配慮として、応益割（定額部分）に負担軽減措置を設けることについての考え... (単数回答)

カテゴリー名	n	%
設ける必要はない	160	40.4
設ける必要がある	231	58.3
無回答	5	1.3
全体	396	100.0

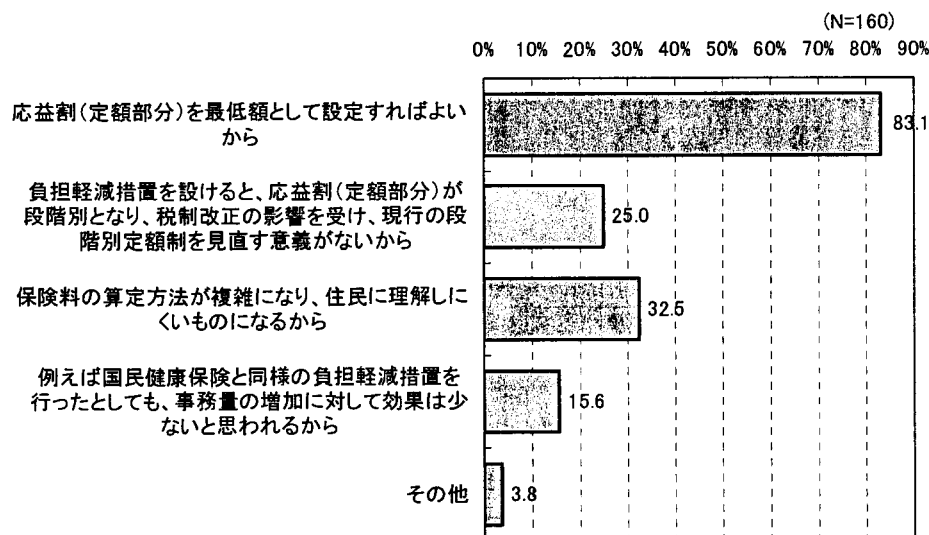
(7) 「設ける必要はない」理由

(6)で「設ける必要はない」と回答した160自治体に対し、設ける必要はない理由を複数回答で尋ねたところ、もっとも多いのは「応益割（定額部分）を最低額として設定すればよいから」であり、83.1%（133自治体）が選択した。次いで、「保険料の算定方法が複雑になり、住民に理解しにくいものになるから」が52自治体で32.5%、「負担軽減措置を設けると、応益割（定額部分）が段階別となり、税制改正の影響を受け、現行の段階別定額制を見直す意義がないから」が40自治体で25.0%の順である。

<設問と結果>

(7) 「設ける必要はない」理由は何ですか。(複数回答可)

5(7) 「設ける必要はない」理由... (複数回答)



5(7) 「設ける必要はない」理由... (複数回答)

カテゴリー名	n	%
応益割（定額部分）を最低額として設定すればよいから	133	83.1
負担軽減措置を設けると、応益割（定額部分）が段階別となり、税制改正の影響を受け、現行の段階別定額制を見直す意義がないから	40	25.0
保険料の算定方法が複雑になり、住民に理解しにくいものになるから	52	32.5
例えば国民健康保険と同様の負担軽減措置を行ったとしても、事務量の増加に対して効果は少ないと思われるから	25	15.6
その他	6	3.8
全体	160	100.0

6 段階別定額制を拡大した（現行の第1段階～第3段階の段階区分数を増やす）場合について

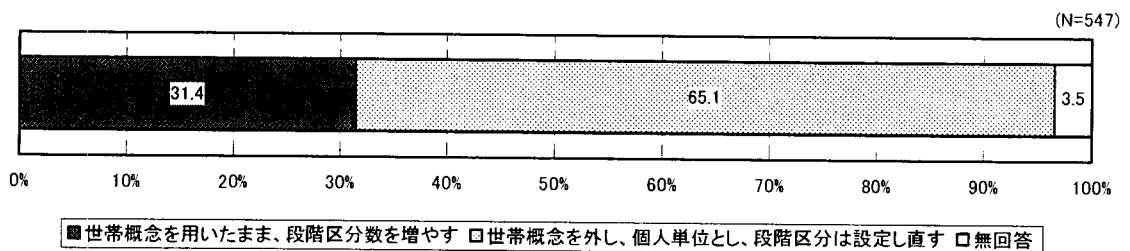
(1) 段階区分数を増やすとした場合、「世帯概念」（被保険者本人以外の課税状況）の取扱いについての考え

4で「現行の段階別定額制の拡大（現行の第1段階～第3段階の段階区分数を増やす）」と回答した547自治体に対し、段階区分数を増やすとした場合の「世帯概念」（被保険者本人以外の課税状況）の取扱いについての考えを尋ねたところ、「世帯概念を外し、個人単位とし、段階区分は設定し直す」と回答したのが356自治体で65.1%を占める。他方、「世帯概念を用いたまま、段階区分数を増やす」と回答した自治体は31.4%（172自治体）である。

<設問と結果>

6 段階別定額制を拡大した（現行の第1段階～第3段階の段階区分数を増やす）場合、次のような論点が想定されますのでお尋ねします。
 (1) 段階区分数を増やすとした場合、「世帯概念」（被保険者本人以外の課税状況）の取扱いはどうしますか。

6(1) 段階区分数を増やすとした場合、「世帯概念」（被保険者本人以外の課税状況）の取扱いについての考え



6(1) 段階区分数を増やすとした場合、「世帯概念」（被保険者本人以外の課税状況）の取扱いについての考え... (単数回答)

カテゴリー名	n	%
世帯概念を用いたまま、段階区分数を増やす	172	31.4
世帯概念を外し、個人単位とし、段階区分は設定し直す	356	65.1
無回答	19	3.5
全体	547	100.0

(2) 現行の第1段階から第3段階について、妥当と思う増やす段階区分数

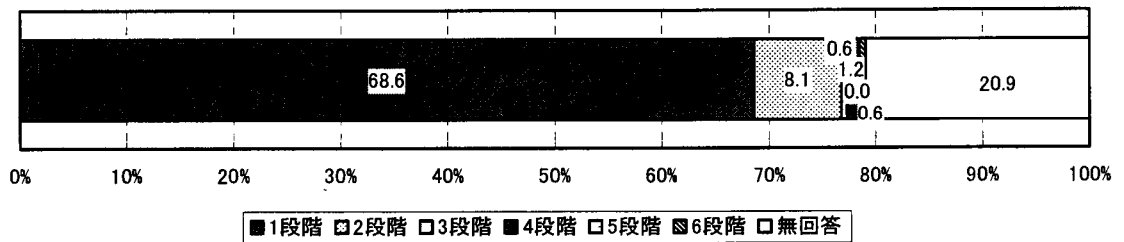
(1)で「世帯概念を用いたまま、段階区分数を増やす」と回答した172自治体に対し、現行の第1段階から第3段階について、妥当と思う増やす段階区分数を尋ねたところ、最も多いのは「1段階」であり、68.6%（118自治体）を占める。次いで「2段階」が14自治体で8.1%、「4段階」が2自治体で1.2%の順となっており、「3段階」と「6段階」は共に1自治体で0.6%である。

<設問と結果>

(2) 現行の第1段階から第3段階について、段階区分をいくつ増やし、具体的にはどの程度が妥当だと思いますか。

6(2) 現行の第1段階から第3段階について、妥当と思う増やす段階区分数

(N=172)



6(2) 現行の第1段階から第3段階について、妥当と思う増やす段階区分数…（単数回答）

カテゴリー名	n	%
1段階	118	68.6
2段階	14	8.1
3段階	1	0.6
4段階	2	1.2
5段階	0	0.0
6段階	1	0.6
無回答	36	20.9
全体	172	100.0

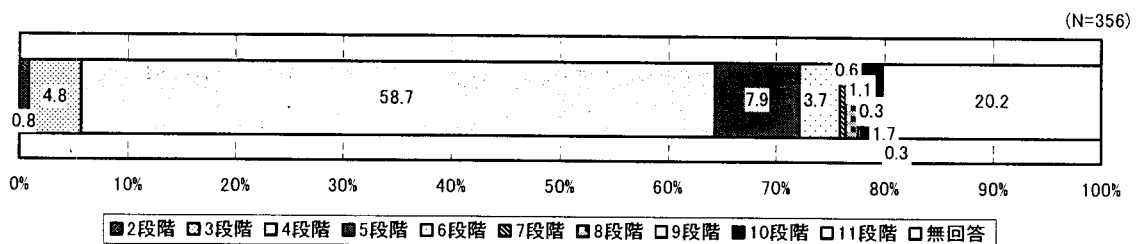
(3) 世帯概念を外した場合、市町村民税非課税者について、妥当と思う段階区分数

(1)で「世帯概念を外し、個人単位とし、段階区分は設定し直す。」と回答した356自治体に対し、世帯概念を外した場合、市町村民税非課税者について、妥当と思う段階区分数を尋ねたところ、最も多いのは「4段階」であり、58.7% (209自治体) を占める。次いで「5段階」が28自治体で7.9%、「3段階」が17自治体で4.8%、「6段階」が13自治体で3.7%の順である。

<設問と結果>

(3) 世帯概念を外した場合、市町村民税非課税者について、段階区分数をいくつかに分け、具体的にはどの程度が妥当だと思いますか。

6(3) 世帯概念を外した場合、市町村民税非課税者について、妥当と思う段階区分数



6(3) 世帯概念を外した場合、市町村民税非課税者について、妥当と思う段階区分数.. (単数回答)

カテゴリー名	n	%
1段階	0	0.0
2段階	3	0.8
3段階	17	4.8
4段階	209	58.7
5段階	28	7.9
6段階	13	3.7
7段階	2	0.6
8段階	4	1.1
9段階	1	0.3
10段階	6	1.7
11段階	1	0.3
無回答	72	20.2
全体	356	100.0

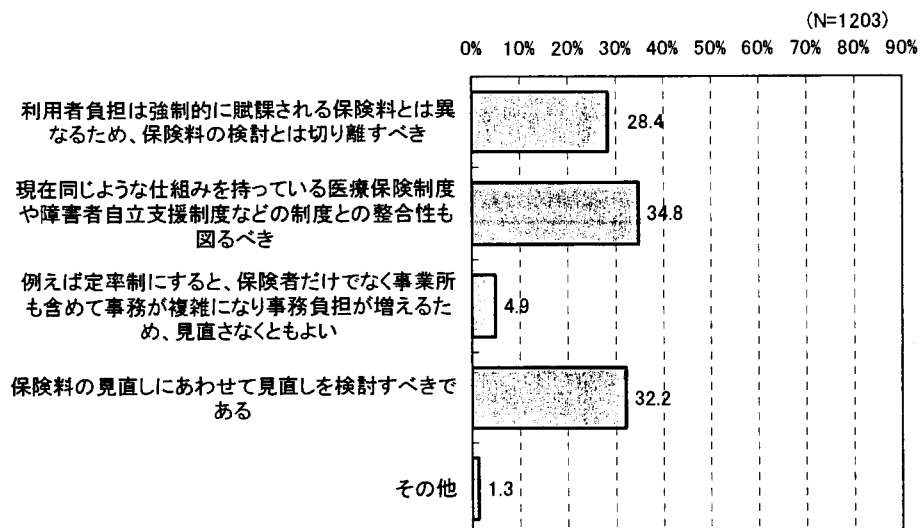
7 介護保険料の賦課方式を見直した場合、高額介護サービス費や特定入所者介護サービス費の利用者負担段階との関係についての考え

介護保険料の賦課方式を見直した場合の、高額介護サービス費や特定入所者介護サービス費の利用者負担段階との関係についての考えを尋ねたところ、「現在同じような仕組みを持っている医療保険制度や障害者自立支援制度などの制度との整合性も図るべき」と回答したのが419自治体で34.8%を占める。また、「保険料の見直しにあわせて見直しを検討すべきである」という回答が32.2%（387自治体）、「利用者負担は強制的に賦課される保険料とは異なるため、保険料の検討とは切り離すべき」が28.4%（342自治体）である。

<設問と結果>

7 介護保険料の賦課方式を見直した場合、高額介護サービス費や特定入所者介護サービス費の利用者負担段階との関係をどのようにお考えですか。

7 介護保険料の賦課方式を見直した場合、高額介護サービス費や特定入所者介護サービス費の利用者負担段階との関係についての考え



7 介護保険料の賦課方式を見直した場合、高額介護サービス費や特定入所者介護サービス費の利用者負担段階との関係についての考え... (単数回答)

カテゴリー名	n	%
利用者負担は強制的に賦課される保険料とは異なるため、保険料の検討とは切り離すべき	342	28.4
現在同じような仕組みを持っている医療保険制度や障害者自立支援制度などの制度との整合性も図るべき	419	34.8
例えば定率制にすると、保険者だけでなく事業所も含めて事務が複雑になり事務負担が増えるため、見直さなくともよい	59	4.9
保険料の見直しにあわせて見直しを検討すべきである	387	32.2
その他	16	1.3
全体	1,203	100.0

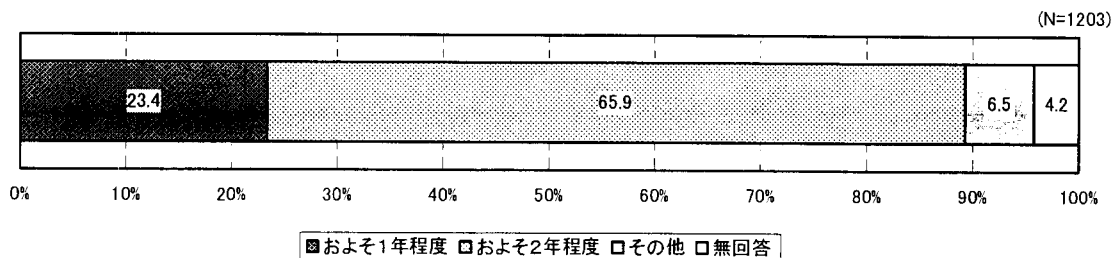
8 介護保険料の賦課方式を見直した場合、国が方針を決定してから、住民への周知や電算処理システムの改修など、必要な準備期間

介護保険料の賦課方式を見直した場合、国が方針を決定してから、住民への周知や電算処理システムの改修など、必要な準備期間について尋ねたところ、「およそ2年程度」が最も多く、793自治体で65.9%を占める。「およそ1年程度」と回答したのは281自治体で23.4%である。

<設問と結果>

8 介護保険料の賦課方式を見直した場合、国が方針を決定してから、住民への周知や電算処理システムの改修など、どのぐらいの準備期間が必要ですか (予算の確保、システム業者との契約なども含めて)。

8 介護保険料の賦課方式を見直した場合、国が方針を決定してから、住民への周知や電算処理システムの改修など、必要な準備期間



8 介護保険料の賦課方式を見直した場合、国が方針を決定してから、住民への周知や電算処理システムの改修など、必要な準備期間... (単数回答)

カテゴリー名	n	%
およそ1年程度	281	23.4
およそ2年程度	793	65.9
その他	78	6.5
無回答	51	4.2
全体	1,203	100.0

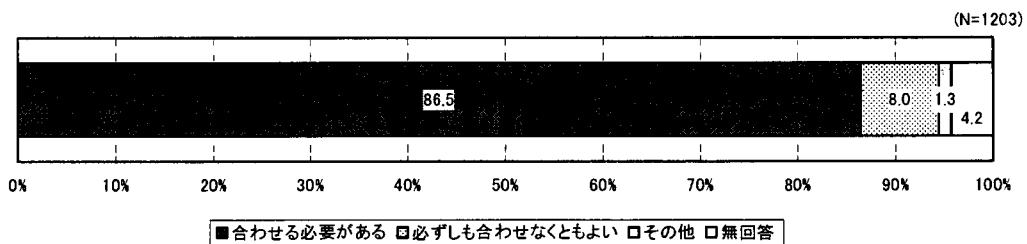
9 介護保険料の賦課方式の変更の、介護保険事業計画の始期と合わせる必要性についての考え

介護保険料の賦課方式の変更の、介護保険事業計画の始期と合わせる必要性についての考えについて尋ねたところ、「合わせる必要がある」という回答が1040自治体であり、全体の86.5%を占める。他方、「必ずしも合わせなくともよい」と回答した自治体は8% (96自治体) である。

<設問と結果>

9 介護保険料の賦課方式の変更は、介護保険事業計画の始期と合わせる必要があるとお考えですか。

9 介護保険料の賦課方式の変更の、介護保険事業計画の始期と合わせる必要性についての考え



9 介護保険料の賦課方式の変更の、介護保険事業計画の始期と合わせる必要性についての考え... (単数回答)

カテゴリー名	n	%
合わせる必要がある	1040	86.5
必ずしも合わせなくともよい	96	8.0
その他	16	1.3
無回答	51	4.2
全体	1,203	100.0

Ⅲ. 調査結果（クロス集計）

i. クロス集計結果例

0 クロス集計の軸

(1) 表側：市区町村分類

・市区町村の人口規模別

人口規模	合計	%
1万人未満	280	23.3%
3万人未満	305	25.4%
5万人未満	174	14.5%
10万人未満	203	16.9%
50万人未満	212	17.6%
50万人以上	29	2.4%
総計	1203	100.0%

・市区町村の低所得者割合別

一第1号被保険者数に占める第1～3段階（市町村民税非課税者世帯）割合

低所得者（第1～3段階）割合	合計	%
2割未満	181	15.0%
2～3割未満	494	41.1%
3～4割未満	298	24.8%
4～5割未満	147	12.2%
5割以上	78	6.5%
無回答	5	0.4%
総計	1203	100.0%

※低所得者割合別で、各項目の結果に特に差は見られず。

(2) 表頭：アンケート項目

- 1-(1) 第1号介護保険料（基準額）
- 1-(2) 採用している所得区分段階数
- 2-(1) 現在の介護保険料の賦課方式についての認識
- 3-(1) 現在の賦課方式（段階別定額制）の見直しについての考え
- 4 賦課方式を見直すとした場合、妥当と思う見直し方法
- 5-(1) 「定率＋定額制」あるいは「定率制のみ」を採用するとした場合、妥当と思う賦課方式
- 5-(2) 応益割（定額部分）、応能割（定率部分）の2つの区分を設ける（「定率＋定額制」とする）必要性についての考え
- 6-(1) 段階区分数を増やすとした場合、「世帯概念」（被保険者本人以外の税状況）の取扱いについての考え

1 自治体（保険者）の状況について

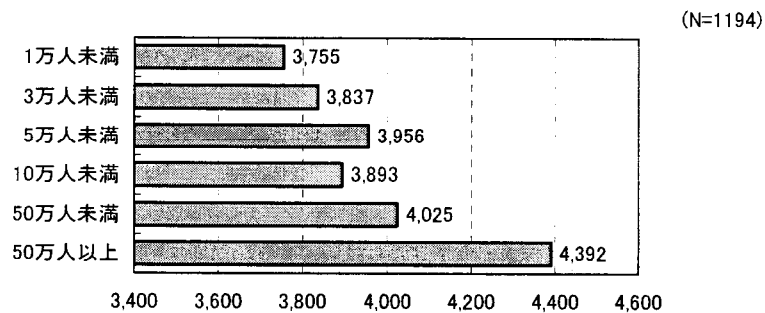
(1) 第1号介護保険料（基準額）

人口規模別の毎月の第1号介護保険料（基準額）について、1万人未満の自治体では平均 3,755 円、3万人未満の自治体では平均 3,837 円、5万人未満の自治体では平均 3,956 円、10万人未満の自治体では平均 3,893 円、50万人未満の自治体では平均 4,025 円、50万人以上の自治体では平均 4,392 円である。

<設問と結果>

1 貴自治体（保険者）の状況についてお尋ねします
(1) 第1号介護保険料（基準額）は月額いくらですか。

1(1) 第1号介護保険料（基準額）（円/月）



1(1) 第1号介護保険料（基準額）（円/月）

		平均
全体		3,892
人口規模別	1万人未満	3,755
	3万人未満	3,837
	5万人未満	3,956
	10万人未満	3,893
	50万人未満	4,025
	50万人以上	4,392

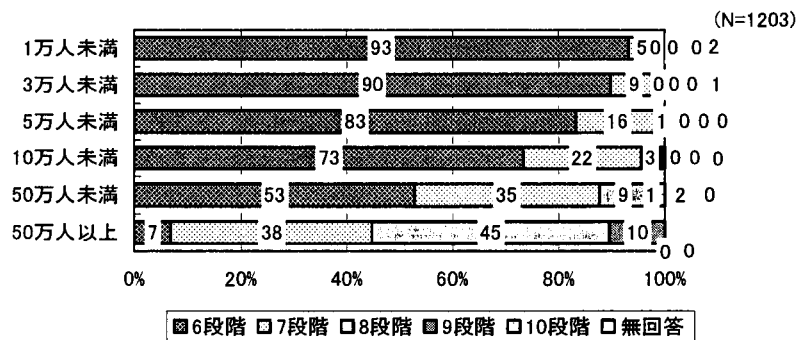
(2) 採用している所得区分段階数

各自治体が採用している人口規模別所得区分段階数について、1万人未満、3万人未満、5万人未満、10万人未満、50万人未満の自治体では、「6段階」を最も多く採用している。一方、50万人以上の自治体では、「8段階」を最も多く採用している。

<設問と結果>

(2) 所得区分は何段階を採用していますか。

1(2) 採用している所得区分段階数



1(2)採用している所得区分段階数(%)...(単数回答)

人口規模	6段階	7段階	8段階	9段階	10段階	無回答	全体
1万人未満	93	5	0	0	0	2	100
3万人未満	90	9	0	0	0	1	100
5万人未満	83	16	1	0	0	0	100
10万人未満	73	22	3	0	0	0	100
50万人未満	53	35	9	1	2	0	100
50万人以上	7	38	45	10	0	0	100
全体	78	16	3	1	0	1	100

2 現在の介護保険料の賦課方式について

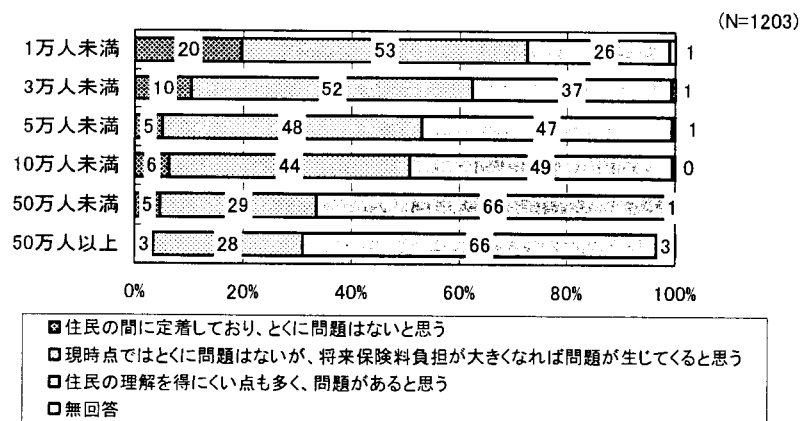
(1) 現在の介護保険料の賦課方式についての認識

現在の介護保険料の賦課方式についての認識を尋ねたところ、1万人未満、3万人未満、5万人未満の自治体では「現時点ではとくに問題はないが、将来保険料負担が大きくなれば問題が生じてくると思う」の回答が最も多い。一方、10万人未満、50万人未満、50万人以上の自治体では「住民の理解を得にくい点も多く、問題があると思う」の回答が最も多い。

<設問と結果>

2 現在の介護保険料の賦課方式についてお尋ねします。
(1) どのような認識をお持ちですか。

2(1) 現在の介護保険料の賦課方式についての認識



2(1)現在の介護保険料の賦課方式についての認識(%)...(単数回答)

人口規模	住民の間に定着しており、とくに問題はないと思う	現時点ではとくに問題はないが、将来保険料負担が大きくなれば問題が生じてくると思う	住民の理解を得にくい点も多く、問題があると思う	無回答	全体
1万人未満	20	53	26	1	100
3万人未満	10	52	37	1	100
5万人未満	5	48	47	1	100
10万人未満	6	44	49	0	100
50万人未満	5	29	66	1	100
50万人以上	3	28	66	3	100
全体	10	46	44	1	100

3 介護保険料の賦課方式の見直しについて

(1) 現在の賦課方式（段階別定額制）の見直しについての考え

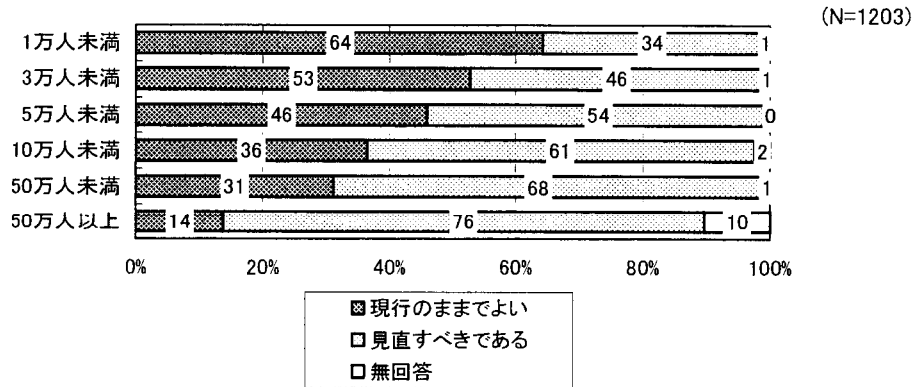
現在の賦課方式（段階別定額制）の見直しについての考えを尋ねたところ、1万人未満及び3万人未満の自治体では「現行のままでよい」の割合が多いのに対し、5万人未満、10万人未満、50万人未満、50万人以上の自治体では「見直すべきである」の回答割合が多く、かつ、人口規模が大きいほどこの回答割合が大きい傾向がある。

<設問と結果>

3 介護保険料の賦課方式の見直しについてお尋ねします。

(1) 現在の賦課方式（段階別定額制）を見直すべきとの意見がありますが、このことについてどう思われますか。

3(1) 現在の賦課方式（段階別定額制）の見直しについての考え



3(1) 現在の賦課方式（段階別定額制）の見直しについての考え(%)... (単数回答)

人口規模	現行のま までよい	見直すべ きである	無回答	全体
1万人未満	64	34	1	100
3万人未満	53	46	1	100
5万人未満	46	54	0	100
10万人未満	36	61	2	100
50万人未満	31	68	1	100
50万人以上	14	76	10	100
全体	47	52	1	100

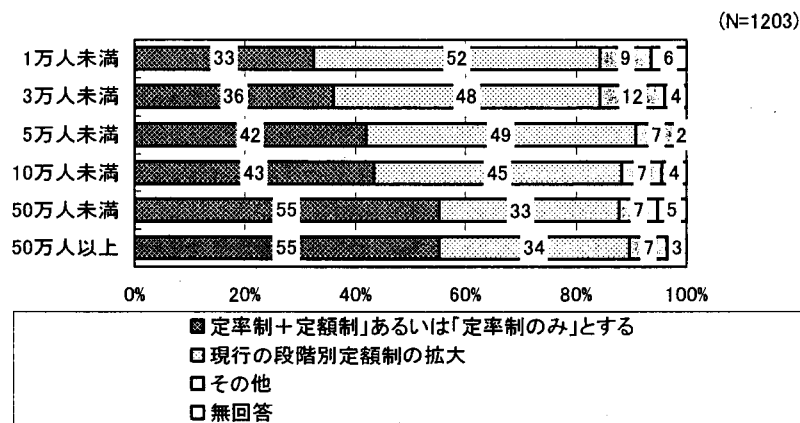
4 賦課方式を見直すとした場合、妥当と思う見直し方法について

賦課方式を見直すとした場合、妥当と思う見直し方法について尋ねたところ、1万人未満、3万人未満、5万人未満、10万人未満の自治体では「現行の段階別定額制の拡大（現行の第1段階～第3段階の段階区分数を増やす）」と回答した自治体が最も多いのに対し、50万人未満、50万人以上の自治体では『定率制+定額制』あるいは『定率制のみ』とする」と回答した自治体が最も多い。

<設問と結果>

4 賦課方式を見直すとした場合、どのような見直しが妥当だと思いますか。

4 賦課方式を見直すとした場合、妥当と思う見直し方法



4 賦課方式を見直すとした場合、妥当と思う見直し方法(%)... (単数回答)

人口規模	定率制+定額制 あるいは 「定率制 のみ」と する	現行の段 階別定額 制の拡大	その他	無回答	全体
1万人未満	33	52	9	6	100
3万人未満	36	48	12	4	100
5万人未満	42	49	7	2	100
10万人未満	43	45	7	4	100
50万人未満	55	33	7	5	100
50万人以上	55	34	7	3	100
全体	41	45	9	4	100

5 「定率+定額制」あるいは「定率制のみ」を採用するとした場合について

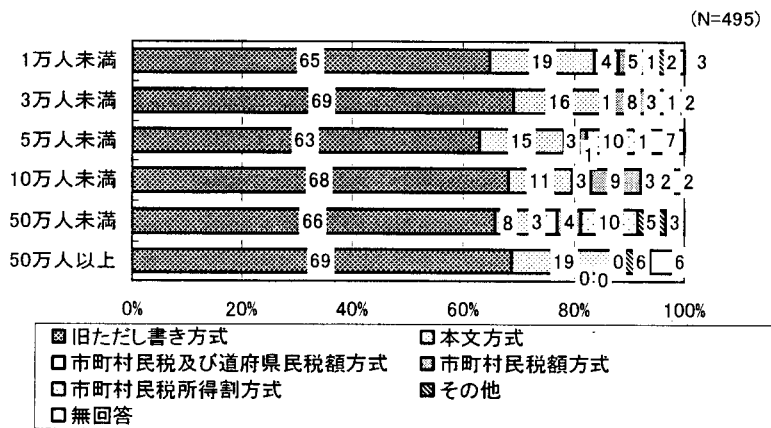
(1) 「定率+定額制」あるいは「定率制のみ」を採用するとした場合、妥当と思う賦課方式

4で『定率制+定額制』あるいは『定率制のみ』とする」と回答した495自治体に対し、「定率+定額制」あるいは「定率制のみ」を採用するとした場合、妥当と思う賦課方式について尋ねたところ、人口規模にかかわらず「旧ただし書き方式」を選択する自治体が最も多い。

<設問と結果>

5 「定率+定額制」あるいは「定率制のみ」を採用するとした場合、次のような論点が想定されますのでお尋ねします。
(1) どのような賦課方式が妥当と思われますか。

5(1) 「定率+定額制」あるいは「定率制のみ」を採用するとした場合、妥当と思う賦課方式



5(1) 「定率+定額制」あるいは「定率制のみ」を採用するとした場合、妥当と思う賦課方式 (%)... (単数回答)

人口規模	旧ただし書き方式	本文方式	市町村民税及び道府県民税額方式	市町村民税額方式	市町村民税所得割方式	その他	無回答	全体
1万人未満	65	19	4	5	1	2	3	100
3万人未満	69	16	1	8	3	1	2	100
5万人未満	63	15	3	1	10	1	7	100
10万人未満	68	11	3	9	3	2	2	100
50万人未満	66	8	3	4	10	5	3	100
50万人以上	69	19	0	0	0	6	6	100
全体	66	14	3	6	5	3	3	100